

2021年度



# さくらんぼ園だより 10月号

社会福祉法人 舞鶴市社会福祉協議会

舞鶴こども発達支援施設「さくらんぼ園」(Tel.64-5798・FAX62-9171)

## さくらんぼ園で夏の職員研修をしました「マルトリートメント」とは？

ひと雨ごとに秋も深まってまいりましたが、保護者の皆様にはお変わりなくお過ごしのことと存じ上げます。

さくらんぼ園では、お盆明けから夏の療育が終了し通常の療育を開始しましたが、全国的に新型コロナウイルスのデルタ株が猛威を振るい舞鶴でも感染者が増加してきた関係で、親子療育を9月末までお子様の療育だけにさせていただきました。また、小集団をさらに小さくした集団で療育をしたり、個別の療育に変更して感染対策をしました。また、10月からは少し組み合わせを変更し後半の療育を開始しています。保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

さて、さくらんぼ園では毎年夏に職員研修をしております。今年は『児童虐待』について研修しました。その中で、さくらんぼ園の指導員に福井大学の友田明美教授が言われている「マルトリートメント」という言葉を紹介しました。その先生は、強者である大人から、弱者である子どもへの不適切なかかわり方を「虐待」と呼ばずに「マルトリートメント (maltreatment)」（悪いあつかい）と呼ぶようにしているそうです。先生が書かれた本の中には、「行為が軽かろうが弱かろうが、子どものためだと思ってした行為であろうが、傷つける意思があろうがなかろうが、子どもが傷つく行為は、すべて『マルトリートメント』です。大事なのはそうした行為が誤りであると認め、子どもとのかかわり方を改善しながら、自身の行為を正していくことだと考えます。子どもにとって欠かせないのは、親に甘える時間です。親としっかり目と目を合わせ、そのぬくもりが肌で感じながら、笑顔をかかず…そんな時間が何よりも必要な時間です。たとえ困難にぶつかっても、自分は安全な場所に戻ることができます。いつでもそばに、安心できる人がいる。このような『こころ』の安定が、ひいては子どもの社会性を育むのです。子どもにとって親に認められることは、人生の基盤になります。その事実を、われわれ大人は今一度しっかりと認識する必要があります。」と書かれています。



では、具体的に禁止される虐待行為の内容としては、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト（保護の怠慢）及び④心理的虐待の4種が定められています。例えば、何がネグレクトになるのかというと、子どもの年齢や能力、あるいは家族の生活形態などによっても、大きな違いがでてきますが、3歳の子どもを家に置いて外出したりすれば不適切となります。心理的虐待で言えば、子どもの前で夫婦けんかをして暴力や暴言を見聞きさせることは当然不適切となります。これを機会に友田先生をYouTubeで観ていただければと思います。

ご家庭で何か子育てで悩まれていることがありましたら、子ども・子育てに関する相談・支援窓口を集約した「子どもなんでも相談窓口」（66-2120）が中総合会館3階にあります。また、身近なさくらんぼ園の職員や園長に相談していただければと思います。

園長 櫻井 秀之